12月3日～9日は障害者週間

障がいへの理解を深めよう

12月3日から9日までは「障害者週間」です。障がいは、自身や家族など誰にでも起こりうる身近なものです。障がいについて理解し、障がいの有無にかかわらず、互いに認め合いながら、安心して暮らせる社会を目指していきましょう。今号では、理解を深めるため「障害者差別解消法」について紹介します。

障害者差別解消法は、障がいの有無にかかわらず、その人らしさを認め合い、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指し施行されました。法律では、国・県・市町村の役所や事業者に対し「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を定めています。

■不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障がいを理由にサービス提供を拒否または場所や時間帯などを制限したり、障がいのある人にだけ条件を付けたりすることなどを禁止しています。

▽禁止する差別の例

・障がいを理由に、受付対応や入店などを拒否する。

・障がいのある人を無視し、付き添いの人だけに話しかける。

■合理的配慮の提供

障がいのある人やその家族から対応をお願いされた時に、過度な負担にならない範囲で対処をすることが求められています。対応する内容は、障がい特性や場面、状況に応じて異なり、お互いに話し合って決めることが必要です。

▽合理的配慮の例

・障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決める。

・意思を伝え合うために絵や写真のカード、タブレット端末などを使う。

■困ったときは

不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえないなど、困ったことがある場合はご相談ください。

◎ヘルプマークの配布

町では、援助や配慮を必要とすることを周囲に知らせるヘルプマークを配布しています。

マークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

▽配布対象　内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない人

▽配布場所　▼町長寿福祉課窓口▼役場各支所

◆相談先・問い合わせ　町長寿福祉課地域福祉係（☎82－3111内線149）へどうぞ。

インターネットから119
12月1日から運用開始

音声による通話が困難な人がスマートフォンなどを利用し、119番通報ができる「Net119緊急通報システム」を12月1日から運用開始します。インターネット機器を利用し、簡単な画面操作で119番通報ができるこのシステムは、GPSによる位置情報や現場写真などの画像を送付したり、チャット機能を利用して会話したりすることができます。

利用を開始するためには、事前申請が必要です。随時受け付けていますので、ぜひご利用ください。

▷対象者　山田町や宮古市、岩泉町、田野畑村に住所があり、聴覚・言語機能障がいなど音声による通話が困難な人

▷申請方法　宮古地区広域行政組合消防本部や山田消防署または町長寿福祉課に備え付けの申請書に記入し提出

◆申込先・問い合わせ　▶宮古地区広域行政組合消防本部指令課（☎77－5019/ファックス62－9008/E-mail：sirei@fire.miyako.iwate.jp）▶町長寿福祉課地域福祉係（☎82－3111内線151/ファックス82－4989/E-mail：choujyu@town.yamada.iwate.jp）へどうぞ。